

令和8年度 大阪市立弘済院（別館・2特）自動ドア設備保守点検業務委託仕様書

1. 保守点検対象設備

- (1) 弘済院附属病院別館（ナブコドア株製）
B1F 両開きドア 2台
- (2) 弘済院第2特別養護老人ホーム（ナブコドア株製）
1F 両開きドア 2台

2. 点検内容

「建築保全業務共通仕様書及び同解説 令和5年版」（一般財団法人建築保全センター発行）第2編第2章第1節2.1.1~2.1.2、第2節2.2.9による。回数は、3ヵ月おきに1回とし、初回は6月中に実施すること。

3. 修理

次の各号は、別途契約とする。

- (1) 巻上機、電動機、駆動機等の機器の一式取替。
- (2) 修理に必要な建築関係工事。
- (3) 諸法規の改正又は官公署の命令もしくは要求による設備の改修又は新規付属物追加に関する工事。
- (4) 発注者側の不注意、不適当な使用・管理により発生する修理または工事。
- (5) 地震、類焼、爆発、その他の不可抗力の事故により発生する修理または工事。

4. 一般事項

- (1) 点検業務を行う際は、当院担当者の立会のもとに実施すること。
- (2) 点検業務終了後、報告書を作成し、提出すること。
- (3) 点検業務で機器の部品取替えその他修理を要する個所を発見した場合は、その都度、当院担当者に連絡をし、その指示を受けること。

5. 費用負担

次に掲げる費用は、当院の負担とする。

- (1) 点検の結果、設備の機能維持のため不備と認められる事項につき、発注者の承諾を得て修理・交換・補充等必要な処置を行った場合。
- (2) 発注者の都合により行う工事又は模様替えのための設備あるいは改修を必要とする場合。
- (3) 本業務に必要な光熱水費、また、点検用に設置されている備品（鍵等）は、貸与する。

6. その他

本仕様書に疑義のあるときは、協議をする。

7. 点検場所

大阪府吹田市古江台 6-2-1

8 . 履行期限

令和9年3月31日

9 . 担当者

弘済院 管理課（計理） 林原 電話 06-6871-8003

設置場所

第2特養1階平面図



自動ドア(外扉)

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(福祉局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(福祉局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(不当要求に関する報告)

第6条 受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課(連絡先:06-6208-7911)に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式 により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

障がいのある人への合理的配慮の提供にかかる特記仕様書

(障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施)

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

報告書は、障がいのある人・ない人、また障がい手帳の有無並びに年齢による制限なく本件業務に携わる従業員を対象に契約期間中に実施、提出するものとします。

【参考様式】

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進 のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

大阪市福祉局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

業務委託契約書第16条に基づき、次の内容について再委託したため、申請します。

また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します。

なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではありません。

記

委託名称	
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契約金額	円 (税込)

再委託先1
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする(予定)金額(単価契約の場合は概算金額を記載)
5.再委託をする理由
再委託先2
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする(予定)金額(単価契約の場合は概算金額を記載)
5.再委託をする理由

再委託業者通知書

令和 年 月 日

大阪市福祉局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

再委託承諾書(令和 年 月 日付 第 号)に基づき、次のとおり通知します。

記

委託名称	
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契約金額	円

再委託先 1	
1.再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名	
2.再委託をする業務内容	
3.再委託をする期間	
4.再委託をする契約金額(単価契約の場合は概算金額を記載)	
5.再委託をする理由	
再委託先 2	
1.再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名	
2.再委託をする業務内容	
3.再委託をする期間	
4.再委託をする契約金額(単価契約の場合は概算金額を記載)	
5.再委託をする理由	